

氏名(本籍)	やまもと たかし (群馬県) 山本隆志				
学位の種類	博士(文学)				
学位記番号	博乙第838号				
学位授与年月日	平成5年2月28日				
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当				
審査研究科	歴史・人類学研究科				
学位論文題目	荘園公領制展開過程の研究				
主査	筑波大学教授	文学博士	田中圭一		
副査	筑波大学教授	文学博士	大濱徹也		
副査	筑波大学教授		田沼睦		
副査	筑波大学教授	文学博士	宮田登		
副査	筑波大学助教授	農学博士	佐藤常雄		

## 論文の要旨

本論文は、若狭国遠敷郡を中心とする関係地域を対象に、荘園公領制の具体像を実態的に把握すべく、地域社会に即して考察することを目的としたもので、序章と6章18節・終章からなる作品である。本研究は、従来の荘園制研究の多くが個別荘園を対象とした問題史的研究として行われているとの反省に立ち、在地社会のもつ独自の運動と荘園制との関連の中にこそ、荘園の具体的展開をみるべきだとする視点から論述されている。

「序章」では、これまでの荘園・荘園制の研究が社会構成史的視角に規制されていたがため、各個別荘園の歴史の具体的内容の究明が著しくたちおけていることを指摘し、地域、とりわけより地域としてのまとまりをもつ「郡」を対象とし、荘園制展開を「地域社会」の側から解明することに力を置いて検討を加えるべきだと提言する。

第一章「荘園公領制と土地台帳」は、荘園における土地台帳（検注帳）の形成過程を考察したものである。荘園の検注帳は、10世紀中頃、国衙領制のもとで領家の手によって作成されはじめ、12世紀中頃に最盛期を迎えた。この時期に、大和国や山城国では国司勢力は公領・荘園の区別を明確にするために一国規模で検田をおこなったが、この検田によって私領を整理するなかで荘園が成立していく過程を検討している。

第二章「荘園の下地知行」は、若狭国遠敷郡太良荘を対象に荘園下地知行の内実である検注と勸農の歴史具体的内容を考察しようとしたものである。そこでは、太良荘に関係する史料を通じて、検注と勸農は別個のものではなく、お互いに深く関係し合っている実態を明らかにし、名主を中心

とする村落と荘官の具体的関係が究明されている。

第三章「在知社会における荘園公領制の形成」は、若狭国遠敷郡の在知社会における荘園・公領の生成過程を考察しようとしたものである。とくに、平安時代から鎌倉時代にかけて荘域の海岸部に矢代・志積・田鳥などの浦村落が分出し新村が建設された結果、荘園は山林利用・海岸における塩製造・田畑を混在させる地域としてまとまり発展をみることになり、それらの領有をめぐる荘園と公領の領有相論が起きるが、その過程を具体的に分析し、いままでの中央の権門社寺の個別荘園形成史としての把握を、地域社会の構造変化から具体的に批判することで新しい荘園公領像を示そうとしている。

第四章「荘園公領制下の村落と地域社会」は、遠敷郡に展開する村落相互間の諸関係を論じたものである。太良荘・宮川荘・西津荘の村落にあって、荘民は生業・婚姻など村を越えて地域社会をつくったし、浪人層は交易活動を通じて荘園の枠を越えてさかんに活動した。従来かえりみられることのなかったそれらの活動を明らかにしながら、名村落を横断的關係として把握することで荘園公領の枠をこえて展開される実態を明らかにしている。

第五章「得宗勢力の荘園知行」は、鎌倉後期、得宗家の知行下に入った遠敷郡の荘園・公領の荘園知行方式の変化を追及したものである。得宗家の荘園知行は地頭職に基づくものであったが、太良荘では領家方文書を吸収して、また西津層では領家方公文を動員して、独自の検注を実施している。太良荘検注では、定田の中に新田を設定し、それを地頭方（得宗家所領）とし、残る部分に名主得点を認め、定田を地頭方と名主方に分割したほか、山畠検注を実施し名主の分割所有を公認した。田では新田を、畠では定畠を設定して地頭年貢賦課地にするが、荘園慣行である六分一免を認め、名主には屋敷地を給付して名主主導の村落秩序を荘園として擁護した。得宗家検注によって、荘園は得宗家と名主層が知行の実際を掌握する方式となり、領家の知行が形式化していくことを明らかにした。

第六章「荘園制と百姓等申状」は、鎌倉後期の太良荘の百姓等申状を例に、その性格を論じたものである。百姓等申状には、荘園領主から諮問された事項について応答する沙汰人状、在地の百姓等が出す名主連署状があるが、これらは多く仮名まじり文で書かれ、在地の慣習を述べるに相応しい文体であるのに対して、漢文の百姓等申状は領家での相論評定に関連して提出されるもので、ここには領家に受け入れやすい論理が展開されている。さらに、年貢減免を求める百姓等申状（漢文）は、荘官を経由してその文面ごと評定の場に出される。そして評定の結果は、荘官から百姓に連絡される。もし不満なら、再度申状を提出するのである。このように百姓等申状を具体的に検討することで、荘官と名主が一つになって荘園知行のあり方を動かしている実態を解明している。この視点は、百姓等申状を百姓の抵抗史料としてのみみる従来の通説をきびしく批判したものである。

終章では、若狭国遠敷郡における荘園公領制展開過程に関して、荘園公領制度と地域社会とが名主層を接点にして接触し、次第に名主層が荘園体制の内部勢力化する過程を考察する。また、南北朝・室町期以降、小浜が交易の接点として成長するなかで、その影響が次第に周辺荘園におよんで、名主層も小浜経済圏に巻き込まれ、荘園制から離脱していく過程を明らかにしている。

## 審査の要旨

本論文は、従来個別荘園の形成史の範囲を出ることのなかった荘園成立史を、地域社会の構造変化（社会的分業）の中から成立したとする意欲的な研究である。ここに提示された研究視角は、旧来通説とされた中世荘園の歴史像を個別具体的に問いなおしたものである。研究上の特徴の第一は、荘園の実地調査によって荘園文書を読みなおそうとした点にある。荘園文書の多くは、領主と荘官・名主のタテの関係のなかから生み出されたものである。しかし、荘園の内部は、町や宿や市場、そこに集まり通過する浪人や商人たちと百姓の生活の世界でもあったのである。

山本氏は、個別荘園の実地調査を通じて、荘園にあらわれる村が近世の村落にまで連なることに着目し、そうした視点から、1) 支配の面からつまり領主・農民関係論の角度からのみ荘園をとらえるべきでなく、中世の荘園を古代から近世への歴史過程の中に位置づけて考察する姿勢が必要であるとなし、2) 荘園の名坪付帳の存在に注目し、名主が単に徴税の対象ではなく勸農の主体であることを論証している。3) 名の構造については、荘園時代の名と近世の小字名一致することに着目し、実際の遠敷郡地方の名が、山と谷と前方の水田を含む地域であること、名が村落形成の原動力となっていることを検討して、名は徴税単位であるに過ぎないとする通説を鋭く批判する。4) また、これまで反荘園体制的運動としてのみ理解されている百姓等申状を分析し、それが基本的には領主と地方を結ぶ合意形式の所産であることを論じたのである。

これらの論点は鮮明な問題意識に支えられ、論文の各所で説得力を発揮するが、問題がない訳ではない。すなわち、しばしば提出される「地域」の概念が、必ずしも統一的ではなくその実態がいまだ不鮮明であり、かつ「古老」の概念についても中世の「古老」の具体像を提示しきれていない。そのため具体的な社会変質と荘園社会の変容が連動して検討されているとはいい難い。それだけに今後、交通・商業・生産の発展が荘園制の展開とどうかかわるのか実証的な研究の進展が望まれる。

以上のような問題点があるとはいえ、本論文は荘園公領の研究を個別荘園の枠をこえた問題として把握することで日本の歴史全体の流れのなかで位置づけようとした点で、これまでの荘園研究にみられない画期的な意義をもつものとして高く評価することができる。

よって著者は（文学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。